

# 「皇位継承」に関する全日本共和党の見解

〈改訂第二版〉

二〇二六年（令和八年）七月二十七日 月曜日

【九月二十四日（木）改訂】

佳羅研究所

# 目次

## 序 説

「皇位継承」に関する全日本共和党の見解〈本文〉

全日本共和党としての「天皇（制）」に関する基本的な考え方

⋮  
⋮  
⋮  
⋮  
⋮

1

⋮  
⋮  
⋮  
⋮  
⋮

6

⋮  
⋮  
⋮  
⋮  
⋮

7

## 序 説

現天皇の即位（二〇一九年（平成三一年）令和元年）五月一日に際し直系の男子が居ない事で「安定的な皇位継承」を目指すべく時の政府が発足させた「有識者会議」に拠る「女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持」と「旧宮家（現行憲法施行時一↓現在四）の男系男子が養子として皇籍に復帰」の二案の提示（二〇二二年）を受け、国会は両院議長主導に拠る与野党協議を四年半弱・一九回に亘って行った（「天皇の退位等に関する皇室典範特例法案」に対する附帯決議に基づく政府における検討結果の報告」…二〇二二年一月、「天皇の退位等：附帯決議に基づく政府：報告を受けた立法院の対応に関する全体会議」一回・「各政党・各会派からの個別の意見聴取」七回…二〇二四年五月〜二〇二六年六月）末、関連諸法（皇室典範等）改定案―以下枠内（政府公表の骨子・六月二三日付）の旨通りの閣議決定と提出を受け、第二二一回特別会にて可決・成立させた（七月一七日。衆議院では『日本共産党』以外の全党が賛成、参議院では『立憲民主党』『れいわ新選組』『社会民主党』と共産が反対。当該諸法は同月二四日付で公布、一〇月二四日に施行）。

【第一】内親王・女王が婚姻後も皇族の身分を保持すること

1 皇室典範第一二条等を改正し、次の事項を定めるものとする。

(1) 内親王・女王について、天皇および皇族以外の男子との婚姻によって皇族の身分を離れることがないものとする。

(2) (1) の婚姻については、皇室会議の議を経るものとする。

2 皇族戸籍法を改正し、次の事項を定めるものとする。

内親王・女王と天皇および皇族以外の男子が婚姻しようとするときは、1 (2) の皇室会議の議を経た後に、その旨を届け出なければならないものとする。

3 改正法付則に、経過措置として、次の事項を定めるものとする。

この法律の施行の際における内親王・女王については、1 (1) の規定にかかわらず、その意思により、天皇および皇族以外の男子との婚姻と同時に皇族の身分を離れることができるものとする。

4 その他次の事項に関する規定整備を行うものとする。

4 その他次の事項に関する規定整備を行うものとする<sup>(其)</sup>。

ること。

(1) 独立の生計を営む内親王・女王に対する皇族費について、独立の生計を営む親王・王に対する皇族費と同額に引き上げる(現行は2分の1に相当する額)ものとする<sup>(事)</sup>。|| 皇室経済法の改正||

(2) 天皇および皇族以外の男子と婚姻をした内親王・女王について、住民基本台帳法を適用するものとする<sup>(事)</sup>。|| 住民基本台帳法の改正||

(3) 皇室典範、皇室経済法、皇族戸籍法その他の法律について、所要の規定を整備すること。

【第二】皇族の養子縁組を可能とし、養子を皇族とすること<sup>(事)</sup>。

1 皇室典範を改正し、次の事項を定めるものとする<sup>(事)</sup>。

(1) 皇室典範第九条の規定にかかわらず、親王、親王妃、内親王、王、王妃および女王(皇嗣および皇嗣妃を除く。)は、皇室会議の議を経て、皇室典範による皇族男子であった者の嫡男系嫡出の子孫である現に皇族でない年齢15年以上の男子であつて、配偶者および子がいないものに限り、養子とすることができるとする<sup>(事)</sup>。

(2) 皇室典範第一五条の規定にかかわらず、(1)に

より養子となつた男子は、皇族となるものとする<sup>(其)</sup>。

(3) 皇室典範第一条および第二条の規定にかかわらず、

(2) により皇族となつた男子(以下「養子皇族男子」という。)は皇位継承資格を有しないものとする<sup>(事)</sup>。

(4) 皇室典範第一七条の規定にかかわらず、養子皇族男子の摂政就任順序は内親王・女王の次とすること。

(5) 皇室典範第一一条第一項の規定にかかわらず、養子皇族男子については、その意思に基づき皇族の身分を離れることができるものとする<sup>(事)</sup>。

(6) 養子皇族男子および養子皇族男子の子孫の皇族としての地位は、実方の系統によるものとする<sup>(事)</sup>。

2 その他皇室典範において民法との関係に関する規定その他所要の規定を整備するほか、皇族戸籍法について所要の規定を整備すること。

【第三】その他

1 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること(一部規定については、公布日施行)。

2 その他関係法律について所要の改正を行うと共に、この法律の施行に伴い必要な経過措置を定めること。

3 改正法付則に、次の検討条項を定めるものとする<sup>(事)</sup>。

(1) (此)この法律による改正後の皇室典範等の規定については、その施行の状況を踏まえて所要の検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(2) (1)により検討が加えられるに当たっては、皇族数の確保の状況等を勘案し、必要があると認められるときは、三〇年ごとに見直しが行われるものとする。

むろまちだい せきぎやきぎじょうけん けんむ  
室町時代(一二三六年(建武三年)～一五七三年(天正元年))に  
までさかのぼ おとこ ことわ たと ばんせいいつけい と  
迄遡つてでも「男」に拘る一例え「万世一系」を取り崩  
してでも衆議院議員兼『自由民主党』(以下、自民)副  
総裁(自身の妹が皇室に嫁ぐも、生まれた三人の子は何れも「内親王(女子)」だった)が主導し且つ同議員の暗躍も在って、「旧  
宮家：男子：復帰」を優先させる格好で改定が成され  
た、皇室関連諸法。を語る迄も無く、政治家達に抛る  
「皇位継承」を巡っての議論には、少なくとも二つの  
問題点の存在が否めない。

第一に、此の国・日本に於いて古来、民の信仰の対  
象と成って来た宗教「神道」の長・即ち宗教者として  
としての天皇と云う視点が欠けている「或いは其を敢

えて無視している？」事。

第二に、当事者本人である天皇自身「或いは皇族」  
を関与させる事無く(↑現行憲法上の「国政不関与」(第四条)を  
「隠れ蓑」に(?)専ら「利用する側(政治「家達」≡権力)  
の都合・利用する側の論理」を以て処理しようとする  
姿勢が透けて見える事である。「女性皇族：保持」か、  
「旧宮家：男子：復帰」か、或いは…。政治が何れを  
採るにしても、天皇自身の言葉を通さぬ限りは、「利  
用する側の論理」を脱し得ない。

「制度に関わる事項については控えたい」(欧州訪問前  
の記者会見にて・六月一日)姿勢を執つてゐる天皇自身だが、  
此処は敢えて、思い切つて禁を破るだけの覚悟を持ち  
つつ、皇位継承に関する意見の表明に踏み切るべきで、  
宮内庁(言う迄も無く皇室関連諸法の所轄官庁だが、今回の改定につ  
いては政府(内閣)からの事前説明が殆ど無かった、との事)の幹部・  
側近も、其の方向へ動くべく天皇への助言を試みるべ  
きだろう(↑先ずは、内閣総理大臣(首相)が彼等宮内  
庁幹部(長官・侍従長、等)を説き、助言を試みさせるべき  
である)。

「以下、敢えて繰り返すが、」古来日本の民の信仰  
対象「神道」の長でもある天皇。故に、神道の中身を変

えるか否かの最終決断は、天皇にしか許されない。其の地位の継承に関わる事が「利用する側の都合」で左右されては、天皇自身の誇りも深く傷付こう。「自身の本意に反する行いを繰り返す内に悪いストレスが溜まり、故に天寿を全う出来なく成るに至らぬか、心配だ」。

皇位継承。神道の長と云う地位を引き継ぐ事。――

正に其故に、現天皇にとって唯一の実子である内親王（「女子」）に皇位を継がせるべき旨の声が報道各社の世論調査で多数を占め、亦、彼等報道各社も極一部を除いて「内親王を天皇に」旨の論調で足並みを揃えてる、からと言って其の通りに――と云うが如き単純なもので無い。正に当事者本人である天皇自身がだんまりを続ける限り、此の問題は何時迄経っても解決を見ない。

全日本共和党は、「安心・安全・健康・公平・自由・純潔・清潔・平等そして平和な、共和制に基づく共同体国家を此の大地・日本列島に築き、永久的に営む」事を最終的な目標として掲げ、「現状では専ら間網上の「仮想政党」として、拠点を通してではあるが」

『新「日本国憲法」案』を始めとして共同体としての日本国を縊り暮し易くする為の政策案の提起を試み続

けているが、其の一環として、天皇を基本的に宗教者（「神道」の長）として考え、其の上で、彼を含め皇室を「国事」と称する一切の形式的公務から解放する（「法の上では日本国民と成る」）事こそが、神事を他者――勿論、時の権力も含め――の意図に左右される事無く自らの信仰に基づき自らの意思通りの形で堂々とい行い得るには必須――と考え、天皇及び皇室を巡る諸問題とも向き合っ

て関連諸策の提起も試みて来ている。――但、「王政復古↓明治維新」を機に時の政府を通して創造された諸制度や諸習慣が今以て根強く残り続けている中、「生前退位↓新天皇即位、継承資格者（現行は「皇統に属する男系の男子」のみ…皇室典範第一条）三人（①皇嗣・秋篠宮文仁親王、②秋篠宮悠仁親王、③常陸宮正仁親王）」と云う事が生じている現状で共和国を此の大地・日本列島に築くか否かを問うには機が熟していない――と考えるが故に、「共和制云々」については一旦「封印」とし、現行日本国憲法を天皇「及び皇族」と国民との並立規範と解釈の上で、「宗教者としての天皇」を活かす方法を具体的且つ建設的に提起するを試みるのが、此の見解書の目的である。

次頁に【お断り】

【お断り】佳羅研究所では、自作のホームページを通して公開する文書に於いて、使える漢字を最大限に使った上で、常用外の漢字については各字毎、当該文書にて最初に現れる際に振り仮名を併記する事で対応致して居りますが今回、「政治について特段の興味及び関心を示し且つ実社会に於ける政治の専門家と対等に渡り合うだけの優れた能力を発揮する子供」の存在を想定し、取り敢えず此の項に限り、全ての漢字について各字毎、最初に現れる際に振り仮名併記を試みました。尚、次頁から再び、「各常用外漢字毎、最初に限り振り仮名」と成ります（全日本共和党名義の「政策提言資料」は、『ワード（Word）』に拠り敢えて「縦組・右開き」で製作（↑漢字文化圏特有の「縦書き文化」の堅持・継承として発展）、移植式書類保存型（PDF）化の課程を経て公開致して居ります関係で、振り仮名入力に手間暇が掛かります）。

# 「皇位継承」に関する 全日本共産党の見解

〈本文〉

結論から述べよう。

まずは天皇自身に、皇位継承に関する自らの考えを語って戴き(現上皇に拠る「生前退位」表明の例に倣って。宮内庁は必ず、無編集でテレビ放送とネット配信の事)、政治(国会と政府(内閣))は其処で明らかにされた天皇自身の言葉に無条件で沿って(＝政治の意図を挟む事無く)関連法(皇室典範等)を改正し其を無条件で可決・成立させるに徹する事。

理由は次四項の通り。

① 自らの地位の継承に係る決まり事を当の本人が決め「それ」ない、と云う事自体が抑奇怪しい。

② 天皇は、基本的に宗教者。「神道」の長。日本国内全ての市区町村に一箇所は必ず在る「神社」(含む「神宮」)・其の

全ての頂点に君臨して居る。其の上、専ら歴代の天皇や皇室の祖先を祀る「神宮」(二五箇所)のみ成らず一定規模以上の神社では、過去の天皇が少なくとも一人は「祭神」として祀られている。亦、皇居に於ける「宮中祭祀」は全て、神道に則って行われる。其故、天皇及び皇室と神道との関係の断絶は絶対に出来ない。

③ 宗教活動は其の宗教の教えが必要最小限の道徳に反しない限り、保障且つ尊重されなければ成らない。其故、個々の宗教の形態や内容を変えるか否かの権限は当該各宗教の長にのみ帰属するものであり、時の為政者側(＝利用する側)の都合と論理で個々の宗教を弄るが如き事は信教の自由を脅かす事にも成り、許されざる事と解すべきである。其故、神道の場合、其の形態や内容に変更を加えるか否かの権限

は、神道の長である天皇にのみ帰属するものであり、為政者「を含む民」の側の都合で其が行われては成らないと解するのが自然な考えと云うものだろう。

④ 「女性皇族が結婚後も皇族の身分を保持(↓女性皇族にも皇位継承の道を開く」「女性天皇」の容認・肯定)」と「旧宮家の男系男子が養子として皇籍に復帰(↑現行の皇位継承権(皇統に属する男系の男子のみ)を維持)」、両者の内の何れかを国民の総意が容認・肯定したとしても、其が天皇自身の本心―其処には「口が裂けても言わない・言えない・言っては成らない」領域が多少也共必ず在る―と一致するとは限らない(表面を繕う事は出来ても、本心・特に「口が：成らない」事々に叶わぬ言行を通して悪いストレスが心身に溜まって行き、其で天寿を全う出来なくなる

―と云う懸念も否定は出来まい)。

▼尚、「女性天皇」を認めると成った場合、天皇一代に在つての最重要儀式とされる「大嘗祭(おこなめまつり/だいじょうさい)」を始め、殆どの祭祀(神事)は内容を変更の上で行われなければ成らない。其は正に、神道其のものが変わる事でもある。――其で良しとするか、逆に飽く迄「男」に拘って旧宮家の皇籍復帰で現行の皇位継承権の堅持且つ護持を試みるか。或いは…。――選択は天皇自身の意思次第。

## 全日本共和国としての

### 「天皇(制)」に関する

#### 基本的な考え方

●箇条書きにて失礼致します。

尚、前の文章と多少、重複する箇所が御座います。

◆天皇は、基本的に宗教者。其故、皇位継承の資格や「元号」の改廃を含め、其等に係る天皇自身の決定権を現行憲法が妨げてるならば、憲法を改めた上で、天皇自身が決められる様にすべきである。皇位継承の資格等が為政者を含む民の側(＝利用する側)の都合で変えられては成らない。其等は、神道と云う宗教の教義・内容を正に左右する事だから(前半にて詳述済)。

◆日本史に於いて、天皇が頂点として表に出る形で政治が行われる時期は大別して二つ。初めは「大和朝廷」の成立(四世紀頃?)から「平氏滅亡」(一一八五年(文

治元年)迄の間。其の後は一部有力武家に抛る政治が続き、再び天皇が政治の表に立ったのは、「王政復古」(一八六八年(慶応四年)↓明治元年)から現行日本国憲法施行直前(一九四七年(昭和二十年)五月二日)迄の間。但、前者の頃に於ける天皇は上位階級(公家)のみ(「鎌倉」から「江戸」迄は是に政権武家が加わる)が接し得、大衆にとっては無縁な存在だった。武士の時代が終わり、天皇が頂点として表に出る政治が復活した際、武士の時代を終わらせた(↑大政奉還)時の為政者達は、天皇の任免に抛る内閣制度や官僚主体の公務員制度：等々の導入で統治機構を近代化し、其の勢いを以て大衆の領域に迄天皇制の浸透を図り、伝達手段の飛躍的な発達(活版印刷の輸入↓新聞や雑誌の誕生、明治中期には映画の輸入後製作)と相成って其の意図は達せられた。後に放送も伝達手段として加わった(大正末

期)事も大きく作用し、明治に編まれた天皇制は政治に暮しに深く浸透し、第二次世界大戦(を含む「東亜細亜権益戦争」(一八九四年(明治二十七年)七月二五日「日清」)〜一九四五年(昭和二十年)九月二日(降伏文書に調印))後の現行日本国憲法と其の下(もと)の統治機構並びに国民生活に於いて根強く残り今に至っている。

◆現行日本国憲法に基づく「象徴天皇制」は、敢えて悪く言うなら、昭和天皇(裕仁)に対する「制裁」の感を禁じ得ない。――アメリカ合衆国を中心とする対日占領政策機関(連合国軍最高司令官総司令部(GHQ/SCAP))は、革命に抛る社会主義化―第一次世界大戦直後のロシアや現行日本国憲法施行後の中国に於けるが如き―が日本でも起こり得る事を想定し其を予防する為に天皇及び皇室を残す事が必要―と考え、形式的な「国事行為」

に徹させ実権を行使させない「象徴天皇制」を現行日本国憲法に記す一方で「極東国際軍事裁判」(一九四六〜一九四八第二次世界大戦時の日本の為政者二十八人を被告とし、内七人を死刑に処した)の対象とはしなかったものと思われる(↑究極の司法取引!)

◆現行日本国憲法は亦、皇室に係る金銭を全て国家の帰属としている(第八八条)一方、国家に抛る一切の宗教的活動をしては成らぬ事としている(第二〇条)。此の双方は明らかに矛盾しており、矛盾を解消するには、憲法を改める以外に無い。此の件に関する憲法改定の内容は、次二つの案の何れかと成ろう。

▼一つは、天皇の存在を憲法で保障―象徴であれ(＝現行憲法と同様)元首であれ―の上で、神道を日本の国教と明記し、神道―勿論、皇室の儀式や行事も―に係る金銭を公金で賄う旨を明記

する事であり、其が今の日本に最も即す事かも知れぬ。併し其は、神道以外の宗教を冷遇し且つ同調を強いるものと看做され、結局、信教の自由とは相容れない。亦、現行憲法と同様に天皇の存在が憲法に記されてる事で、時の権力に抛る利用が避けられ得ない(「殆ど、自身の言葉で公然と語れぬ」事も引き継がれる。

▼今一つは、国家に抛る一切の宗教的活動の否定を貫徹の上で、日本を「共和国」とする事である。結果、天皇を始め皇室の人々は、法の上では同じ「日本国民」と成り、一切の公務(国事)から解放される。其に抛り初めて、一切の儀式や行事が時の政治に全く左右される事無く自らの宗教(神道)に基づいて正々堂々公然と行われる事が保障され、天皇そして皇室が「一宗教そして古式文化の担い手」として、民主的社会の中に在っても生き長らえ得る事が可能と成る。お

参り(「初詣」等)の賽銭について最低金額を設定し、其の数割を皇室費に充てる様にするなら、相当程度の財源が確保出来るよう。——全日本共和党は、其を支持する。

◇  
「新「日本国憲法」案」  
からの抜粋要約

此の大地・日本列島に共和国を築く事。其は正に、此の国・日本に於いて現に在る君主制度の解体、即ち「国家機関としての天皇制」の解体を必然的に伴う、と云う事を意味する。

此の大地・日本列島に共和国を築く事。其は正に、此の国・日本に於いて現に在る君主制度の解体、即ち「国家機関としての天皇制」の解体を必然的に伴う、と云う事を意味する。

此処で先ず、「君主制度は何故、駄目か」と云う疑問が生じて来る。此の事について考える際、君主制度が「国家に於ける世襲制度」である事を見逃す訳には行かない。

世襲制度とは、「特定の職業・地位或いは身分に就く資格を、特定同一の家系が永久的に独占

し、親が当該職業等を退く(多くの場合は其の死に因って)と、其の子(多くは長男)が自動的に其の職業等に就く」制度を云う。

では、国家に於ける世襲制度は何故、駄目か。

其は、「真に民主的な共同体」の理念とは決定的な矛盾を孕んでいるからである。此処では、大きく二つに分けて考えたい。

「公平・平等との矛盾」並びに「自由との矛盾」である。

公平・平等との矛盾 人は各々、働くと云う事に抛って生活の糧を得ている。此の「働く」と云う業の際に先ず、問われるのが各々の「能力」である。

能力は、「才能」——「先天的なもの」を基礎として、是に「努力」——後天的なもの——を積み重ねて作られる。其は、先ず幼児から児童迄の間に於いて同じ年代の複数の子等を同じ条件の下で競わせる事に抛って、各々の才能の内容と違いが判り、児童

から生徒へ変わって以降、各々の分野・職種毎に、同じ内容の才能を持つ子同士が同じ条件の下で努力をし乍ら競い合う。其の結果として初めて、各々の職業を熟すに相応しい人「達」が決まる——と考えるのが、自然と云うものだろう。

以上を念頭に入れた上で、「公平」と「平等」とを各々、「能力」との関係で語る場合、先ず「平等」とは、「競い合う」機会が、才能発見の段階では同じ共同体の構成員たる同年代の子「全て」に、努力の段階では同じ共同体の構成員で且つ同じ内容の才能を持つ同年代の子「全て」に、各々開かれている事を云い、「公平」とは、そうして対等に競い合った結果が最大限に尊重され、其に基づいて各々が自身に合った職業について働く事——と云って間違いでは無からう。

さて、「蛙の子は蛙」と云う

から生徒へ変わって以降、各々の分野・職種毎に、同じ内容の才能を持つ子同士が同じ条件の下で努力をし乍ら競い合う。其の結果として初めて、各々の職業を熟すに相応しい人「達」が決まる——と考えるのが、自然と云うものだろう。

諺<sup>ことわざ</sup>が在る。「子は其の親が持つ能力を生まれ乍らにして引き継ぐ」と云う事を端的に言い表した言葉だが、此の「子は：引き継ぐ」が、世襲制度を成り立たせている「論拠」と成っている。

併<sup>しか</sup>し才能は、遺伝するとは限らない。肉体労働者の子が、頭脳労働の仕事に就き、其処<sup>そこ</sup>で名声を得るに至った、と云う事は数多く聞く話である。亦<sup>また</sup>、其の家系以外にも、同じ分野・同じ職業に在って同様又は其以上の能力を持つていて、当該家系に在る人よりも其の仕事が出来る人が他に居るかも知れない「或<sup>ある</sup>いは居ないかも知れないが、居ないとも断言出来ない」。世襲制度は、そうした同じ「或いは其以上の」能力を持つ人々を、同じ医学上の「人」であり且つ障害も無く且つ肌の色<sup>かかわ</sup>と言葉と年代が同じであるにも拘らず、比べもせず亦競<sup>あ</sup>わせず「家系」を理由にして最初から排除する

訳だから、「不公平」と「平等」以外の何物でも無い。

世襲制度が「公平」と「平等」の理念とは矛盾するものである事は、以上に述べた事で充分に説明出来ると思う。但、其だけでは、「此の国の君主に能力は関係無い」と云う旨<sup>むね</sup>の「反論」が恐らく返って来よう。現行憲法下の天皇は、政治的には「国事行為」等の儀礼的な行いを成すのみで、政治に関しては一切の権利や権限が否定されている。——能力は儀礼的な行いには関係無い要素かも知れない。併し：。儀礼的で在り乍ら政治的な意味を持つ——国家の領域に在って行われる以上は——行いが世襲制度の下に行われている事を、世襲制度と「自由」との関係を考えて上で改めて見て行くと、国家機構に於ける世襲制度の問題点が、はっきりとした形で見えて来るのでは無いだろうか。自由との矛盾世襲制度と「自由」

との関係について、結論を先に言くと、此の両者も矛盾する。其の理由は先ず、「職業を選ぶ自由」が無い事である。

世襲制度の下では、当該家系に在る子供、特に長男は、父が仕事を退いた——多くは其の死に拠<sup>よ</sup>って——ら、自分の意思に<sup>ふざわ</sup>関係無く、亦其の職業を熟<sup>こな</sup>すに<sup>ふざわ</sup>相応しい能力の有無にも関係無く、其の「父の仕事」を継がねば成らない。天皇「制」も亦、其の例外では無い。

さて。現行憲法下の「象徴天皇制」は、「自由」との矛盾を是<sup>これ</sup>だけ抱えている。

●天皇は、「国事行為」を始めとする形式的・儀礼的な事々々を内閣——実際には官僚——に拠<sup>よ</sup>る「助言と承認」と云う名の指示通りに行う。他方、例えば法律の公布に際して、其の法律の内容が自身の良心に叶わなくとも、署名を拒む事は出来ない。亦、時の閣僚更には与党幹部に拠<sup>よ</sup>る

「強い要請」で会見等が設定された場合、天皇自らは其を拒<sup>こば</sup>む事が出来ない（二〇〇九年二月に行われた中華人民共和国副首席との「特例会見」は其の典型例）。

●「皇位」の継承を始め天皇及び皇族に関わる一連の決まり事を定めている「皇室典範」。併し、天皇自らが変更の必要性を感じたとしても、天皇自らの意思で其を変える事は、現行憲法下では出来ない。其の変更の可否<sup>ひとえ</sup>は一重に、内閣そして国会の意思に委<sup>ゆた</sup>ねられている。即ち、利用する側の都合でどうにでも成る——と云う訳<sup>わけ</sup>。

●「学問の自由」との関係に関して言うと、古代から近世迄<sup>まで</sup>に関する文学や歴史学、或<sup>ある</sup>いは自然科学についての研究活動は認められ、実際に行われている（昭和天皇は海洋生物学の研究も手掛け、著書を数冊、残している…一例）が、近代（明治）以降の歴史や政治・経済及び社会を題材にしての其

は事実上、認められていない。

其を認めると、結果的に「国政に関わって」憲法違反、と云われる事にも成り兼ねないからである。

●現行憲法下の刑法には、「名誉棄損」即ち特定の人について心身を傷つけられる行いが生じた場合、其の「特定の人」が天皇又は皇族である場合には、総理大臣（首相）が代わって告訴を行う——と在る（第二編第三章・第三三条）。即ち、天皇と皇族は、仮に自らの心身を傷つけられる行いに遭ったとしても、自らの意思で訴える事は出来ず、時の権力の裁量次第で其の行いが揉み消される——と云う事も在り得る訳。



共和国としての「日本国」を日本列島に築くに当っては、以下の二点を考慮に入れた上で作業を進める必要が在る。

第一に、天皇は宗教者（「神道」

の長）である。

第二に、「遅くとも「大和朝廷」の成立以降、大多数の」日本人は代々に亘って「神社」と深い繋がりを持ち乍ら日常生活を営んで来た。「初詣」を始めとする個人の祈願参拝のみならず、公事（＝仕事）に在っても、安全祈願の式典は殆ど神道に則って行われている。亦、例えば「雅楽」「歌舞伎」並びに「相撲」は、何れも「神事」即ち神道と云う宗教に基づく行事として始まり、後に芸術並びにスポーツとして近代化・整備されたものだ。

——以上を考慮に入れた場合、天皇「制」自体の否定は「極めて危険」と言わざるを得ない。

故に、「共和国としての「日本国」を日本列島に築く」とは、皇室の人々も私達（＝現行憲法下の「日本国民」）も同じ「日本人」——肌の色を同じくし、同じ日本語を話す、同じ医学上の「人」

「——と云うと右翼の人々からは

「不敬」と言われそうだが、此の三点は科学的な根拠に基づいており、否定のし様が無い——である事を認識した上で、天皇「そして皇族」を一切の「公務」の名で「行わされる」行い」——無論、「国事行為」も含まれる——から解放し、法の上では同じ日本国民として私達と同様に権利を保障——と共に其相応の義務も必然的に生ずる——し、従って「国家機関としての天皇制が必然的に解体される」と云う事なのである。——其は併し、宗教者としての天皇・「古典」文化の担い手としての天皇をも否定するものでは無く寧ろ、宗教者として「古典」文化の担い手としての立場を尊重する行いである——と云う事も、改めて強調しておく必要が在る。

〈以上此処迄、

『新「日本国憲法」案』

からの抜粋要約〉



◆尤も、日本を「共和国」とする事が叶う為には先ず、私達一般国民の側が各々、国民性を育むもの・即ち日々の生活——含む子育て——を一旦「零」から見直し且つ改善を実践の上で、天皇（皇室）を利用するが如き発想——スポーツ等に於ける「天皇杯」や「皇后杯」、亦、例えば元号の変更につけての商行為（値引き・記念品、等）……等々と決別出来るかどうか、に掛かって居る。

◆時の君主と運命を共にする元号。「生前退位」と云う嘗て無い好条件の下、周到な準備を経て施行一箇月前の発表に漕ぎ着けた「令和」も、現天皇（即位時五九歳）が退くか崩ずるかの何れかに拠って終焉を迎える運命に在る。二〇一九年五月一日から始まってる令和年間。平成並みに長くは続くまい「若しかする

と、「大正」並みの短さ？」。  
——そんな令和年間に、私達一般国民が各々、日々の生活を一旦「零」<sup>ぜろ</sup>から見直した上で、天皇を利用するが如き発想「『内なる天皇制？』と決別し、真の民主国家を此の地・日本列島に築く道筋を付けたい。

◆国際連合(国連)の「女性差別撤廃委員会(以下、廃女差委)」が、四回に亘る(二〇〇三年、〇九年、一六年と二四年)「対日審査会合」とやらに関する「最終見解」を、発表(二〇二四年一〇月二九日付)。  
の中で皇室典範にも言及、同法律を審査対象外とする日本政府の立場に触れつつも、皇位継承を男系男子に限る事が女性差別撤廃条約に反する旨を「指摘」の上で、「改正に抛り男女の平等な皇位継承を保障すべきだ」との「勧告」。日本政府(外務省)は当然乍ら、当該記述の削除を国連に求めた。が国連側が其を

無視した為、廃女差委分を「人権高等弁務官事務所」への任意拠出金の使途から除外すべく伝えた——との事。

▼日本政府の意思・意図とは別に、全日本共和党としては、「ならば例えば、基督教(此処では専ら「カトリック教会」)の教皇(俗に言うローマ法王)はどうなんだ」と国連側に先ずは言い返したい。

——基督教の創始者「イエズス」に成り代わって「？」日々、世界平和を祈りそして説く、教皇。其の地位に就く為の唯一絶対の条件は「医学上、男である事」。其は、基督教の創始者イエズスが男だったからに他成らない。其はそして、史実として裏付けられている。故に若し、教皇が女だったら、イエズスに成り代わり得ない。——宗教は各々、世間・世俗とは異なる——差の大小こそ在れ——価値観を以て営まれている。其処に世間・世俗との基本的な違いが在り、宗教と

はそう云う存在では無からうか。  
▼一神教と多神教との違いとは云え、基督教の教皇も、神道の天皇も、基本的に宗教者である事だけは少なくとも共通項である。——そうした事を、国連は理解出来ない「或いは理解したくない？↑「宗教とは、一神教」「十仏教」の事」と云う認識？」儘、前述の「勧告」成るものを発したのだろうか——とも言いたくなる、のはさて、全日本共和党だけなのか。

<了>

■本書の作成に際しては、『ウィキペディア・フリー百科事典』を参照致して居ります。

## 「皇位継承」に関する 全日本共和党の見解

2026年(令和8年)7月27日発行  
2026年9月24日改訂第2版発行

発行者 佳羅研究所

<http://www.kar2007el.ecweb.jp/>

<「全日本共和党」専用拠頁>

<http://www.kar2007el.ecweb.jp/k-rj01gate.html>

お問い合わせ先(電子メール)

s9p-14@kar2007el.ecweb.jp